

生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の実施について

1 事業の目的

生活困窮世帯等の子どもとその保護者に対して、個々の生活状況を踏まえ、学習支援その他養育に関する支援等を行うことによって、自立の促進を図り、貧困の連鎖を防止することを目的として事業を行う。

平成29年7月に総合福祉会館、令和2年7月に大久保青少年センターで開設し、さらなる充実を図るため、榎島コミュニティセンターに新たに開設する。

2 事業委託の内容

通所方式を基本として、以下の支援を行う。なお、通所が困難な支援対象については、家庭訪問等きめ細やかな支援を行う。

(1) 学習支援（週2回）

基礎学力の向上や学習習慣の定着及び規範意識の形成を図る。

- ・学校の宿題に取り組んだり、事業者が教材を提供する
- ・通所が困難な場合は、訪問による支援を実施
- ・在籍校を訪問し、情報を共有する
- ・状況により、オンライン授業実施の検討

(2) 相談支援（随時）

子どもやその保護者に対して、学習、進路及び生活全般等に関する相談支援を丁寧に実施し、支援対象者が学ぶことの必要性や将来の生活を見通すことの重要性に気付かせるためのものとし、保護者には家庭の教育力の向上、生活向上及び自立の助長を図るための相談支援を実施する。

- ・生徒の進路については、本人及び保護者を含むきめ細やかな相談支援を実施
- ・保護者へのサポート
- ・進学費用（奨学金や就学援助）の問題等
- ・必要に応じて家庭訪問による支援の実施

(3) 居場所の提供（随時）

子どもが安心して通うことができ、信頼できる仲間や大人と出会い、生活習慣の形成や社会性を獲得するための居場所を提供する。

- ・榎島コミュニティセンターの施設を活用した居場所づくりの実施
- ・支援対象者自身の発案に基づく、「やりたいこと」に皆で取り組む各種プログラムの提供

3 公募及び選考について

募集期間 令和5年5月29日（月）から6月 9日（金）
第1回選考委員会 令和5年6月26日（月）
第2回選考委員会 令和5年7月 3日（月）

4 応募事業者数及び選考結果

(1) 応募事業者数 2事業者（うち1事業者辞退）
(2) 事業委託事業者について I. S. 学園・イング共同事業体

5 事業スケジュール

(1) 契約締結 令和5年7月5日（水）
(2) 事業開始 契約締結後、開設準備が整い次第（7月下旬）

6 事業の体制

実施日・時間	令和5年7月下旬から令和6年3月末まで 原則毎週火曜日と木曜日の午後6時から午後8時まで実施
実施場所	榎島コミュニティセンター
支援対象者	宇治市在住の中学生とその保護者
定員	1回あたり最大15名程度
人員配置	支援相談員 1名 ・ 支援プログラムの作成 ・ 学習支援、相談支援、居場所の提供 学習支援員 若干名 ・ 学習支援、相談支援、居場所の提供 ・ 教員免許所有者、教員経験者、学習塾での指導経験者及び大学生等を配置